

受 番 理 号	11	受 理 年 月 日	令和4年8月22日	付 託 委 員 会 名	文 教 委 員 会
請 願 者	足立区梅田在住者 外3名			紹介議員 氏 名	長 谷 川 た か 子
件 名	中途養育者に関する支援を求める請願				
要 旨	<p><b>【請願の趣旨】</b></p> <p>足立区にはなんらかの理由で実親からの養育を受ける事が叶わず、子連れ再婚家庭（ステップファミリー）や親族による養育、また社会的養護による養育家庭（里親）など、中途から養育者が交替している子どもが少なくありませんが、その存在は殆ど話題に上らず、中途より児童の代替養育に携わる者に対しては何の支援もないのが実情です。養育者が交替する事によって「子どもの成長に差が生じる可能性」が見過ごされているとしたら、子どもの権利からみても大きな社会的不平等であり、これを是正しなくてはいけないと私たちは考えています。</p> <p>我々は子どもの福祉と保護を確保し、養育の適切な条件が満たされるために、中途養育者に関する以下の支援を要望します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 中途養育者専用の相談窓口の設置</li> <li>2. 中途養育に特化した研修や学習の機会の確保</li> <li>3. 学校や行政等に中途養育者の理解を深める活動</li> <li>4. 中途養育者に関する地域の理解を深める活動</li> <li>5. 子育て給付などの経済的サポートの確立</li> </ol> <p><b>【請願の理由】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 元々、「中途から養育がスタートする家庭に対する支援が必要」という事が考えられていないため、その窓口が存在していません。中途から養育に関わる方々の殆どが子育てに慣れていないため、一般家庭以上に支援が必要なのは明らかです。通常の子育て支援施設等については、実親規範の強い日本社会の中で、利用が非常に難しい面があります。結果的に、中途養育当事者は子育ての悩みを抱え込み、虐待のリスクを増やす事に繋がっていると私たちは考えています。先ず、中途養育者専用の窓口を開設し、カウンセリング等の心理的サポートや当事者・支援者による情報交換の出来る場の設置を要望します。</li> <li>2. 社会的養護下の養育家庭や児童養護施設職員等には中途養育に関する研修や学習の機会がありますが、ステップファミリーや親族などには学ぶ機会が一切なく、難しい子育てに対して自助努力するしかないのが現状です。全ての子どもに平等な発達の権利を与える意味において、中途養育者自身が自助努力するだけでは不十分であることはいうまでもありません。区による中途養育に特化した研修、学習の機会の創出を要望します。</li> </ol>				

## 要　旨

3. 中途から養育者が交替している子どもは、血の繋がりが前提の親子関係中心の日本社会において居心地の悪さを感じています。家庭によってはその親子関係を社会的に隠しているケースも少なくありません。それは知られることがマイナスに繋がる現実があるからです。先ずは学校や行政等、子どもに関わる機関から、中途養育問題を真摯に考えていく必要があります。関係機関に対する中途養育の理解を深め、現状の困難を変えていく活動を進めていく事を要望します。
4. 中途養育者は、実親に替わって子育てに携わる人達であり、その行動は本来、向社会的行動として褒め称えられるべき行動であると考えられますが、マスコミ報道等の影響もあり、一般的には「虐待のリスク」として認識されています。この社会的な認識により中途養育者は自身の立ち位置を隠し、困っても地域的に相談する事が出来ず、一人で抱え込まざるをえない状況となっています。区には中途養育に対する偏見をなくし、地域の理解を深めるための啓発活動を望みます。
5. 社会的養護下の子どもには養育に関わる経済的サポートがありますが、親族や養子縁組、ステップファミリー等非公式な養育者の元にいる子どもには経済的支援はほぼありません。これは子どもが本来生活する上の権利から不平等といえるのではないかでしょうか。子どもを引き取った者が損をする社会の在り方では、子どもの引き取り手がいなくなるのは当たり前ではないでしょうか。非公式な養育に該当する中途養育者に対する養育費等の支援は可能性としてあるのか、あるいはないのか、検討をお願い致します。